

# ニコチンを含有する電子タバコについて

## <概要及び注意喚起>

平成22年8月18日に、独立行政法人国民生活センターより、国内で販売される電子タバコについて、「ニコチンを含まない」と表示している製品のうち、実際にはニコチンが含まれている製品が一部あることが公表されました。

ニコチンを含有すると報告された電子タバコは、原則として薬事法に規定される医薬品等に該当し、薬事法に基づく承認（有効性や安全性などの確認）が必要ですが、これまで国内で承認された製品はありません。

ニコチンが含まれていることを認識しないまま、長時間・繰り返し使用することにより、吐き気、嘔吐、痙攣、頭痛、めまい等や依存性が現れる恐れ、また、妊婦などハイリスクの方に影響を及ぼす恐れがありますので御注意ください。

ニコチンを含有する電子タバコを個人輸入するケースも見られますが、薬事法上の未承認の医薬品であり、その品質、有効性、安全性が確認されていませんので、安易な使用は避けるようにしてください。

\* 詳細については、以下のホームページをご覧ください。



- ・厚生労働省ホームページ  
「ニコチンが含まれる電子タバコがあります。使用にはご注意ください！」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/08/tp0819-2.html>
- ・独立行政法人国民生活センターホームページ  
「電子タバコの安全を考える」  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100818\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100818_1.html)
- ・北海道庁ホームページ  
「ニコチンを含有する電子タバコについて」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/tobacco.htm>

[ お問い合わせ ]

保健総務課 医療薬事係

電話 0166-26-1111 (内線2946)